

## 令和元年度 第2回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和元年8月21日（水）13：30～16：00

場所 市役所本庁舎2階第4委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、志賀琢委員、庄司智弥委員（副会長）、  
古川直磨委員、本図愛実委員

- 1 開会
- 2 検証
- 3 その他
- 4 閉会

<配布資料>

検証項目候補一覧

### 1 開会

○氏家会長

会議の公開・非公開については、本日も公開という形でさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同・了）

では、公開の形で会議を進めたいと思います。

続きまして、議事録署名については、五十音順で、庄司委員にお願いしたいと思います。

（庄司委員・了）

では、よろしくお願ひいたします。

### 2 検証

○氏家会長

前回の会議を振り返りますと、検証すべき項目が非常に多岐にわたっており、仙台市がいろいろと施策を講じたことは認めなくてはならないと思いますが、その中に過不足はあるかと思うので、そこに関して今日もそれぞれの委員の立場から積極的に意見を述べていただきたいと思います。当然、事の次第によっては、余り機能していない

のではないかということに踏み込まざるを得ないものが出てくるかと思います。言い方を変えると、やっているというだけのものに関しては、やり方を考えてくださいという注文をつけるのがこの委員会の役割ではないかと思いますから、一通りなぞるような形ではなく、前回の会議を受けた上で焦点を絞りながら議論していきたいと思えます。当然、仙台市の事務局にとっては耳が痛い項目もあったり、あるいは委員の中で意見が分かれるものも出るかと思えますけれども、そこは私たちの今回の一つのまとめとして提案していきたいと思えます。その意味で、今日掘り下げていかななくてはいけない項目については、前回会議で幾つか焦点が絞れたと思えます。

1つは、いじめ対策専任教諭の配置と児童支援教諭の配置の状況についてということと議論がありました。各学校における工夫ということにはなっているということとありましたが、もし、単純に先生を増やした、いわゆる加配という形だけで終わっているのであれば、それは効果がないのではないかという議論が出ました。今日、学校組織内におけるいじめ対策専任教諭と児童支援教諭の有効活用について議論を深めていくのを1つの柱にさせていただきたいと思えます。

もう一つが、学校内においていじめのアンケート調査が実施されており、全市としてもいじめの実態把握がされていますけれども、アンケート調査そのものの行われ方について少し掘り下げる必要があるのではないかというのが前回議論になりました。全市で行うものに対しての方法は確立してはいるようですけれども、各学校が必要に応じたやるとなると、先生方にとってはもしかすると新たな負担になっていて、先生方が単なる業務の一つとして片付けてしまおうと思えば、先生方の仕事を増やすだけでしょうし、肝心のいじめの早期発見につながっていない可能性もあるかもしれません。学校におけるアンケート調査の内容について、子どもたちのSOSを拾い上げられているのかということもそうですし、先生方の業務負担が増加していないかということも含めて、これにはいじめに対する専門職教諭の関わり等も関係する部分もあるかと思えますけれども、アンケート調査については少し丁寧に掘り下げていけたらと思えます。

あと、今のアンケートとも絡む部分にもなりますが、これは庄司副会長からも何度かおっしゃっていただいたかと思えますが、本当の意味で子どもたちのSOSを拾えているのかというところが話題として上がっていました。いじめを認知した後、あるいは、いじめが解決したと教職員が思った後に、実はトラブルが起きている場合がある

ということも耳にするものですから、まず前段階としては子ども自身の声がきちんと拾えているかということにもなりますし、いじめを認知した以降での流れが果たしてベストを尽くしているのかどうか、あるいは、さらに踏み込んで言うのであれば、いじめが解消したと思っていたとしても、その後のフォローもきちんとやれているかというところまでもう一度、学校も、学校以外でも、いじめの相談体制のあり方について、前の2つにもかかわることかもしれませんけれども、最終的にもう一度子どものSOSがきちんと拾えているかどうかについて議論を深めてまいりたいと思っています。

今日の議論の柱としては、専門職としてのいじめの対応の教員の件、アンケート調査、そして学校の中、学校外も含めていじめ相談のあり方について機能しているか、大きく3つとしたいのですが、委員の皆様いかがでしょうか。

#### ○本図委員

そのとおりで異論はありません。事務局から平成元年8月9日付の答申の資料をいただいております。報道では教育委員会が悪いというような言いぶりなのですが、そうではなくて、小中学校の引き継ぎですとか情報共有について提言ではかなり言われているように理解しております。この提言の意味は重いと思っております。今回の会議はこれまでやってきたものをこれからどうするかということで、時間的には違うということは重々わかっているのですが、そのことをある程度視野に置きながらどう整理していくかという点はあると思っておりますので、そういう確認といいますか、事務局でもこの提言についての対応策という点ではどのようにお考えかなどもお聞きしながら、私たちの参考資料にできるように議論しておいたほうがいいのではないかと考えております。

#### ○氏家会長

委員の皆さんから何か追加してご意見ありますでしょうか。

今の本図委員からの件に関して、今まず検証の項目として、前回からの継続部分で掘り下げさせていただきたいと思うものをまずは丁寧にやり、提言については、決して軽んじるわけではないのですけれども、どこまでそれを今回この場で全部落とし込むか、必要以上に縛られるのもどうなのかという思いがあります。メディアを通して入る情報もあれば、別な形で公式・非公式で入ってくる情報もあり、また、決して一つの結論が出たことを軽んじる気ではないのですけれども、必要以上にそちらに余り引っ張られないように、全体像を見させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただ

ければと思います。

では、まずは3つの柱の部分から議論を進めさせていただきたいと思います。順番として、まずいじめ対策専任教諭の配置と児童支援教諭の配置に関して、フリーに発言いただければと思います。ただ、繰り返しになりますが、見える形で提言という形にいたしますから、このようにすべきだということまでをこの会議の責任においてしていきたいと思います。

#### ○本図委員

2点あるのですけれども、1点は、資料8-1で、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭に向けた研修にかかる費用ということで、学校を離れた時間を単価として計算すると500万円とのことなのですけれども、こういう研修の人件費の計算は一般的なのでしょうかというのが1点です。もう1点は、職務などいろいろ示していただいたのですけれども、この先生方がどのようにいじめ未然防止に関わり、発生した事案にどれぐらい丁寧に関わったのだろうということを知りたく、そこを効果ということにしていけるといいのではないかという気がしております、そこに類するような話が、年4回の研修会の中での報告ですとかグループディスカッションに出ていたとか、校長先生方がこういうことに力を入れているというような話が関係部会で出ているとか、そういう情報がありましたら教えていただきたいと思います。

#### ○事務局（教育人事部長）

まず、研修の参加に関する費用については、前回お求めがありましたのでお出ししておりますけれども、一般的には、例えば研修の効果検証、あるいは研修の有効性の検討の中で、こういった形で人件費を出すということは実のところ余りやっておりますんで、今回、研修に参加する教員の人数や講師にかかる費用を、1人当たりの人件費から1時間当たりの単価を出しまして、それによって合計時間数と参加人数によって人件費を算出し、研修運営にかかる費用については、講師謝礼などを加えてお出ししたものでございます。

#### ○本図委員

一般的ではないけれどもつくったということはわかりました。そうでないと、単価3,400円に見合う、もっと大きな学びをして、そして本当に未然防止で一生懸命頑張ってくださいっている、単純な費用対効果に反映できない部分が出てしまうという気もしましたので。

## ○古川委員

前回の会議を受け、また今回の会議資料を事前に配付いただきまして、いろいろ考えさせていただきましたが、いじめ対策専任教諭の配置とアンケート調査は関係する部分があるのではないかと感じました。具体的に言いますと、前回、アンケートの集計用紙が具体的にどうなっているのか、各校ではどういう形で一人一人の生徒からもらったアンケートを取りまとめているのかについての資料を見たいということで依頼をさせていただきました。それを受けて、今回資料11番の各種資料をいただいた次第でございます。その資料を見させていただくと、番号や、はい・いいえで回答するものではなくて、記述式で児童生徒から回答をもらうものがあります。これについて取りまとめるときにどうしているのかと聞いたところ、学校によっても進め方はまちまちではあるが、場合によっては、まず1つとしては担任が文字起こしをして、それをいじめ対策専任の先生に提出しているケースもあれば、あくまでも担任の先生は生徒から集めたものを読むまではするけれども、文字起こしはいじめ対策専任教諭がされるというような、それぞれ学校によって取り扱いが違うという回答をいただきました。

それを受けて感じたこととしましては、今回資料4-1で提示いただきましたが、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭は、経験年数20年ぐらいで、平均年齢もそれなりの、いわゆる文字起こしをしてもらうには単価が高い人が作業に従事している印象を受けました。その分、もっと子どもたちに接するなど、いじめという問題に取り組む時間がつくれたら、いじめ対策としての取り組みとしてはもっと有効性が増すというような印象を受けました。それであれば、アンケートを回収して文字起こしをするという作業は、この先生方をお願いするような作業ではなく、ほかの事務の方をお願いするとか、場合によっては、仙台市として一括して取りまとめをするなどして、もっと現場の先生方には事務作業以外の部分に従事してもらえる時間をつくるべきと感じました。

## ○氏家会長

通常、校務分掌上で一つの役割を担っている先生は、その役割に応じて全部丸ごとやるような形になるのが通常でしょうか。志賀委員いかがでしょうか。

## ○志賀委員

一般的には担当者が大本の取りまとめ役として、事務作業を行うというのが大体どの学校でも同じだと思います。ただ、そこに上がってくる手前の段階の、クラスごとの

集計といった部分は担任レベルでお願いして、それを学年でまとめたものを担当者が集約していくというのが一般的な流れだと思います。

そういった意味では、今古川委員からお話があったように、事務的な部分の、特に市教委のアンケート調査の集計作業はやはり手間がかかるので、仙台市などでまとめてやっていただけるのであれば、現場としてはそれにこしたことはない気はします。

○古川委員

私の意見というのは、担任の先生やいじめ対策専任の先生が、児童生徒の一人一人の声を把握しなくていいという意見ではなくて、あくまでも文字起こしという作業をその先生方がやるべきなのかというところでございます。

○志賀委員

まさにそのとおりで、児童生徒一人一人から上がってきた部分に関しては、こちらは深刻に重く受け止めて対応していかなければいけないので、対応に時間をかけていくべきだと思いますし、それ以外の機械的・事務的な作業は別なところでやっていただけるのであれば助かります。

○氏家会長

整理しますけれども、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭がアンケートの取りまとめ役の係になること自体は業務の一つになりますけれども、特に仙台市の全体で実施するアンケートのときについては、文字起こし等をする事務作業部分はこの先生方にさせなくていいのではないかということですね。異論はないですか。

○本図委員

アンケートの取りまとめについてですが、これほど細かいものが4回も要るのでしょうか。例えば、年2回などとし、残り2回は、各学校でさまざまな調査、例えばQ-Uやアセスなど学級の状態の調査をしていたり、それこそ全国学力・学習状況調査で学ぶ意欲なども調査していると思いますので、そういうところで読み替えていってはいかがかと思います。やらなくていいというわけではなくて、ここまでの細かいまとめを必要とするようなものは、既にあるほかのもので置き替えていったほうがいいのではないかと思いますし、その残りの2回にしても、やること自体はいいと思うのですが、取りまとめ自体、本当に意味があるのか。それよりは、気になる子や、アンケートの回答の書きぶりは普通であってもそれを普通として済ましていいのかということをもみんなで議論していただくなど、もっと時間をかけたほうがいいことに時間がか

けられるように見直しがあってもいいのではないかと考えております。

○氏家会長

もう1回整理します。今、いじめ対策専任教諭の業務内容のお話であったかと思えますので、アンケートのところについてはまた次の部分で少し丁寧にさせていただきたいと思えます。ただ、また少し前の古川委員と志賀委員の話の中で出たことを集約するとすれば、このいじめ対策専任教諭として位置づけられている先生方の本来的な役割を有効に働かせられるためには、アンケートの整理等の他の方々がやってあげられるような業務は極力この専任教諭にはさせずに、子どもとの関わりであったり、校内全体のいじめに関するスーパーバイズ的なところに力を入れてもらえるようにしたいということは1つ明確にさせてもらってよろしいでしょうか。

○本図委員

いじめ対策専任教諭のほうに絞ってなのですけれども、先ほど冒頭でお尋ねしたように、どれぐらい現場で効果があるというご認識なのかというのがまだ見えていないところがあります。例えば労働時間にすると10時間は授業をするということが資料にありましたけれども、ほかのところ、アンケート整理にどれぐらいかかったのかとか、発生中の注意を要するような事案にどれぐらい時間がかかっていたのか、そういう声をいろんな関係の部署などではどんなふうに拾って、やっぱり助かっているというような声が上がっているのか、研修会でのワークショップのようなところでこの方々自身がこんな課題があるということを出しておられて、そういうことを事務局でどんなふうに捉えていらっしゃるのかというような情報をいただきたいところです。

○事務局（教育人事部長）

いじめ対策専任教諭と児童支援教諭の活用に関しては、配置された学校のほうに、どれぐらい有効であったか、どういう業務を担当させていたかなどについて、アンケート調査を実施しております。ほとんどの学校が、有効だった、あるいはどちらかといえば有効だったというお答えになっているのですけれども、そういった資料はございますので、後日取りまとめてお送りすることは可能かと存じます。

○本図委員

今、共通認識としてアンケートの取りまとめに時間かけるのだけはやめてほしいということがあると思うのですが、志賀委員が見ておられる範囲で、業務の時間配分的にはどんな感じなのでしょう。

#### ○志賀委員

本校のいじめ対策専任教諭につきましては、主にケース対応の部分に重点を置いて、やってもらっております。ですから、ケース対応の中で、私の指示を受けて、組織の調整、コーディネート役を担ってもらっております。

それ以外の部分も当然、未然防止の活動であるとか、その辺の推進役もやってもらっておりますけれども、どちらかといえばいじめ対応の部分に中心を置いてやっておりますので、そういった意味では、本校の場合、10時間程度となっております。教科の関係上、14～5時間授業を持ってもらっており、そういう10時間以上持っているところもあるのかと思いますので、非常勤講師の配置なども考えていただくと非常に助かります。前回も申し上げましたけれども、現場ではケース対応でかなりの労力と時間を要するので、その辺は一つの課題かと思っていました。

#### ○氏家会長

学校によって、先生方の業務量は全く違う形にもなりますよね。

#### ○志賀委員

ケース対応で生徒から話をいろいろ聞いたり、また保護者と向き合ったりという、そういった中でいじめ対策専任教諭の果たす役割というのは非常に大きいので、そこに担任と学年と一緒に同席してもらうことも多いので、そういった負担はかなりあると思っております。

#### ○氏家会長

平成19年から特別支援教育という制度でスタートしたときに、各校に特別支援教育コーディネーターという者を置くこととなり、政策面と実際のコーディネーターの方の研修を引き受けたことがあるのですが、必ず話として出るのが、特別支援教育の対象の生徒がいる学校とそうではない学校は、業務量に差があるのではないかということです。要するにある学校で大変なぐらいフル回転する先生もおられれば、比較的余裕がある先生もおられるかもしれないので、もしかしたら業務をはるかにオーバーしてでも頑張ってもらえる先生の場合でもお一人なのかもしれませんし、比較的校内がいい形で動いている学校の場合は比較的余裕のある先生になるかもしれないので、差が結構大きいところが出てくるかもしれないということになりますでしょうか。といっても、それはそのとき状況次第なので、軽々しく最初から予想できるものではないでしょうけれども。ふたを開けてみないとわからない要素があるわけですし、な



いにこしたことはないわけでしょうけれども、だからといって予防的なものもやらなくていいというものではないでしょうから、各学校のいじめ対策担当教諭になった先生が、このときこの学校に勤務したことが自分にとって余りいいキャリアでないのではないかと思われてほしくないというのがあるので、それはできれば、教育委員会が仙台市全体として、大変な学校に迅速に対応できるようなバックアップシステムというのは本当はあってもいいと思います。また、本当は動くべきところまで私の立場で動いていいのかというので手をこまねかれても困るものですから、忙しい事案が発生している学校の専任教諭の先生に関してはバックアップもしてほしいし、予防的なものが打てる学校の専任教諭の方には、予防策を助言できるようなシステムもあっていい思った次第です。

#### ○本図委員

例えば、資料8-2でいただきました7月6日のような研修が重要だと思っております。事例を共有して、どうやって対応すればいいか、担当教諭が自分のキャリアアップにも、児童生徒の深い理解につながる、そういうことがあれば担当教諭になっても教育者としては職能成長につながっているということにもなっていくと思います。こういった研修の、手応えや効果はどのように測定をされているのでしょうか。

#### ○事務局（学校教育部参事）

ここ数年、研修は講義的なものではなくて、実践的な研修を多くしています。例えばインシデントプロセス法とって、ある一定の情報のみ与えて、この事案を解決するにはそのほかにどんな情報が必要であるか、これは結局、ケース対応のプランを立てたり聞き取りを進めたりということに有効な研修になります。それから、失敗事例について、こういったところをつまづいているのかということグループで議論するような研修です。いずれの研修も、研修終了後にアンケートをとっておりますので、こちらのほうで把握しております。大体、有効だった、ある程度有効だったというような中身になっていますが、学校でどのくらい還元されているかということまではどうかというところはあります。

#### ○本図委員

今後、研修の効果をみるアンケートをとるときには、今回の学びをどう活用しようと思ったかという記述をしてもらったり、何割ぐらいの人が効果があったというのを受講者がお互い共有できるような、そんな仕組みにさせていただけるといいと思いました。

## ○氏家会長

専任教諭の立場になった先生には、研修会等を通して得た情報は学校に還元していただきたく、学校に還元するということは、要するに単に教員だけに還元するのではなく、子どもたちにも保護者にも、もっと踏み込んだ言い方をすれば、学校のあるエリア全体へいじめというものがあってはいけないということをきちんと伝えるような役割まで担うものだと思います。その意味で研修会の有効なあり方に関して、4回ぐらいが一つの妥当性はあるのではないかと拝見しましたけれども、各学校間の差が大きいのではないかと思います。前年度は比較的穏やかだった学校でも、何か少しの校内でのきしみによっては大変な事態になっている場合があるかもしれませんし、また何かの弾みで急にその学校は静まるかもしれないと考えたときに、実は業務の幅が非常に大きいのではないかという気がするので、そこら辺の調整を、割り当てられた先生だけに委ねるとか、校内での校長先生だけに委ねて何とかするというものではない気がするもので、当然校内でもバランスをとる努力はされるとは思いますけれども、このいじめの問題については、教育委員会、子供未来局が関わり、その先生や校長先生に丸投げするようなものにだけはしないでいただきたいと思います。

ところで、子どもたちや保護者の方に、専任教諭の方が、校内でいじめ関連の先生、あるいは校内でのSOSを受け止めてくれる先生なのだという認知というのは、ある程度広まっているのでしょうか。

## ○志賀委員

どの学校でもそうだと思うのですが、年度初めのPTA総会や学年総会などの場において、職員を紹介し、何を担当しているかということもご案内はしており、また学校だよりを通して周知の徹底は図っているところです。

## ○氏家会長

なぜ今のようなことを申し上げるのかというと、チラシや相談室だよりを出してもらっていても、各学校にスクールカウンセラーが来ていることを知らない子どももいて、意外と伝わっていないと思うときもあるもので、何かあったときのためにこういう先生もいるということが伝わるような効果的な広報もお願いしたいと思います。

## ○庄司副会長

いじめ対策専任教諭の配置あるいは児童支援教諭の配置の関係について、積極評価だけはできないと思います。というのは、2016年度からこの制度が始まっているのです

が、直近の事案はこの制度が始まった後に発生しているということで、まさにこの事案ではどのようにこの制度が見られていたのかというところがポイントになるのであろうと思います。もちろん制度開始当初ということで、制度が少しずつ改良されているはずなので、当該学校がどうかという話ではないのですが、やはり先生方が実際の事案として対応するというところと研修とは大分差があるのであろうと思います。

私の違和感として、担当教諭の研修が4回あり、本図委員がおっしゃるように、情報交換やケースワークは非常に大事であって、そういったものを実施するということは重要なことだと思うのですが、いじめの早期対応と校内体制についてという基本的と思われる部分がなぜか2回目にあるのです。いじめ対策担当教諭になった先生が、その年に初めてなっている可能性もあるわけなので、そうであるとすれば基本的なことをきちんと押さえられていないというリスクも発生するので、基本的な部分については、できるだけ早期に、年度初めにやっていただかないといけないと思います。

もう一つは、これを仙台市の、あるいは仙台市教委の政策、施策として考えるのであれば、各学校に配置することだけではなく、この有効活用のためにどのように市として先生方に対してフォローを入れていくのか、あるいは、個々の先生方がどういったことに苦勞されているのか、あるいはうまくいっているのかという情報を得ていくのか。それが研修の中だけでの共有ということでは、どうしても限られてくるのではないかと思います。

そのあたりが、業務がとても大変になっていらっしゃる先生がいたときのバックアップの方法も含めてということになると思うのですが、仙台市全体にどのようにいじめ対策専任教諭や児童支援教諭の効果を還元していくのかという政策を考える必要があるのではないかと考えたところでございます。

#### ○氏家会長

今庄司委員のおっしゃる、私も先ほど来申し上げていますがけれども、校内の小さなシステムで完結するものであってはならないと思いますので、そういう意味では、仙台市として配置したということ踏まえたとき、あるいは、このいじめ対策担当教諭の方々は1人で抱え込むものでもないと思うので、横つながりのようなものであるとか研修の順番、そういったものも含めて確認しなければいけないところが出てくるかと思えます。あと、今具体的な案件も1つ出ましたけれども、事務局でお答えできる部分はありますか。

○事務局（教育人事部長）

全体の支援体制といいますか、教育委員会の支援体制ということについてでございますけれども、中学校のいじめ対策専任教諭については、加配として行っており、小学校の児童支援教諭については、授業時数を少なくしていただく分を、非常勤を補充する形で授業をバックアップしています。専任教諭自体をバックアップするのではなくて学校をバックアップするというようなことは行っておりますけれども、当該の教員、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭自身のサポート、人的サポートという部分については、今時点では、例えば非常に業務量が多くなっているので人をつけるであるとか、そういったところまでは行っていないという状況でございます。

○事務局（学校教育部参事）

いじめ対策担当教諭の役割ということで資料の2-1にあるのですけれども、これは役割はそのとおりでございますが、ただ、これは1人でやるものでは当然ありませんで、校長、管理職が組織体制をしっかりつくって動きやすいものにする必要もあれば、いじめ対策担当教諭自身の力量、例えば生徒指導力であるとか調整力であるとか、職員とのコミュニケーション能力であるとか、そういったものも大事になってきて、それがないとやっぱりうまく回りません。市教委では、いじめ不登校対応支援チームが全ての学校訪問をしております、この辺の組織体制の動きについて、ケースに基づいて、ざっくりとではなくて、このケースではどうだ、このケースはどうだということを確認してきています。そういったところでもっとこうやったほうがいいよとか、助言・指導ですね、必要であれば継続して支援をしていくと、そういった対応はしていますが、効果の還元ということになるかどうかはわからないのですけれども、取り組みとしてはそういったことはやっております。

○庄司副会長

先ほどのアンケートの作業量を減らすということと多分逆行してしまうのでしょうけれども、自分一人の経験というのはどうしても限られますけれども、仙台市全体で見たらそれなりの事案があるはずなので、類似の事案があったときに、どう対応して、どのようにうまく行って、うまくいかなかったのかというのがわかれば、先生方も非常にやりやすくなるのだらうと思うのです。そういったものをどうやって共有するかという工夫というのはあってもいいと思います。

その観点でいったときに、研修だけではせっきくの知見が共有される範囲が少なくな

ってしまうのではないかとこのころがあつて、仙台市あるいは市教委で何か工夫が  
できないかと思ひます。

#### ○本図委員

今庄司委員から、7月6日にいじめの早期対応と校内体制についての研修があるとい  
うことの不安感についてのお話があり、そのとおりだと思ひます。ただ、今まで起  
きた中学校の重大事態に限れば、小学校から中学校への文化や学習量の変化を子ども  
たちが乗り越えられない中で、いろいろなトラブルに発展していくということが一つ  
の傾向になっていると思ひていて、この校内体制についての研修を7月6日に持  
ってきているということは、4月から7月までの3カ月にしてきたことを確認し合う  
ためにこの時期にあるのではないかと、当然そうでなければおかしいだろうと思ひて  
いました。あえてその上で、もっと内容にも、小中の連携とか、どのように児童生徒を  
小中同じ視点で見て、また違う視点で見ていくのかということの確認や、学力向上の  
研修でも小中連携をやろうとしていると思ひます。いじめ対策においてはこうやっ  
ている、学力向上ではこうやっている、それから地域協働ではこうやっているとい  
うことをもっと学校の中で共有すると、いじめ対策担当教諭だけが大変にならない  
で済むのではないかと。いろいろな学校の中にあるツール、地域協働、学力向上、そ  
していじめ、ここをもっと連動させて小中のつなぎということをやっていけるといい  
のではないかと見ていました。多分いろいろなことを既にやっけていらっしやると思  
ひますので、それをより強くしていただければと思ひます。

#### ○氏家会長

いじめ対策担当教諭の場合は、自分たちで解決できるものなのか、しかるべき外部  
の方へSOSを出さなければいけないのではないかとこのころの見極めができ、助  
言ができるくらいのセンスは持つて頂かないといけないと思ひます。いじめのことに  
関しては、校内で抱え込まないほうがいいと考へたときに意思決定をする役割、それ  
くらいのもを課せられるのがこのいじめ対策担当教諭の方の役割だと思ひます。  
また、意思決定とはまた別次元で、少なくともSOSを察知できるセンスは持つて  
ただかなくてはいけないと思ひますから、研修会もさることながら、市全体では学校  
のサポートとして動いている方もおられるということにはなるのですけれども、今回  
私たちが事前に手持ちでもらった資料では、全部それが実は単品にしかならない。今  
聞いたのでなるほどと思ひるところはあるのですが、カウンセラーやソーシャルワーカー

一、市内の学校をサポートしているチームの方と、このいじめ対策担当教諭がどのようにクロスしているか、有機的にどう絡み合っているかが、正直わかりづらいという印象があるのです。

あと、余りこういう言い方はよくないのでしょうかけれども、平常時と緊急対応が求められるときの落差のところも、それに応じた形での業務のあり方についてももう少し見える形にできないかという気がいたします。何もない段階から先んじてやっていただかなければいけない役割がこの専任教諭にはある気がいたしますので、より一層、仕事のガイドラインのようなものは他の校務分掌の一つの先生よりは必要性が高いと感じた部分です。

このいじめ対策担当教諭に関して、事務局でコメントできることはありますか。

#### ○事務局（学校教育部長）

確かに今回の報告、提言の中には、いじめ対策専任教諭が配置されたのだけれども、その動きが形式的といいますか、そういったところは確かにご指摘をいただいております。先ほどもお話があったように、いじめ対策専任教諭を、まさに配置した年度にいじめの事案が発生したということもあったのかもしれないのですけれども、やはりせっかく配置したからには、それがしっかりと機能できるような仕組みというのが間違いなく必要でしたので、一定のガイドライン的なものは示していたのですが、それをもっと実際の現場に見合ったものというところにブラッシュアップしていくということは必要だと思っていますので、そういった取り組みはしていきたいと思っています。

#### ○氏家会長

平成7年からスクールカウンセラーの調査活用事業がスタートしまして、総務省か何かの調査が入るまでの間、スクールカウンセラーは有効と回答した学校しかなく、スクールカウンセラーは無効と書けない雰囲気があったと聞いています。このためにスクールカウンセラーは根づいたという歴史的評価が片方にありまして、もう片方の評価は、せっかく来てくれるのだからこれでもいいことにしてしまおうという形で、制度を早く活用させるためには否定的な見解は書かないということで、示し合わせたわけではないのですけれども、せっかく来てもらっている人に文句は言えないといった雰囲気が起きて、スクールカウンセラーはスタートしたわけです。そして平成13年から中学校区全校配置になったかと思います。こうしてスクールカウンセラーという一つ

の文化が根づいた部分はあるのでしょうかけれども、ただ、そのとき、制度の達成を急ぐ余りに、本当は改善すべきところを丁寧に議論しなかったのが、スクールカウンセラーの方がずっと非常勤職の扱いであったり、あるいは1年ごとに交代が起きてしまったりするということを、そのころの制度設計に関わった者として感じるということです。いじめ対策専任教諭と児童支援教諭を本気で根づかせることを考えたときには、実際関わった先生からの意見を、それはもしかすると聞く側としては痛いようなものまで含めて、声を拾い上げていいのではないのでしょうか。これは一つの委員としての側での意見ということにさせていただきますが、感じたところを述べさせていただきます。

#### ○本図委員

管理職を補佐するような、主幹教諭の補佐のような、そして地域全体の教育力向上という、小中一貫であるとか、場合によっては就学前まで含め、それから高校への進学や就職を含めた、そういう幅広い視野で子どもたちの成長を見取ることができ、調整能力も必要だと。いろいろなところの関係者ともコミュニケーションがとれ、それから、授業力も、高い指導力もある。この職務に就いたらある程度キャリアステージのステップになるというような、そういう位置づけでこのいじめ対策担当教諭がなっただけだと、イメージとしては主幹教諭レベルになっただけだと、それに見合う小中連携、児童生徒理解も含めて学力向上にも見識もあり、実績もある、そういうものになっただけだといいたと思います。

#### ○氏家会長

前回の会議のときも話が出ておりましたけれども、単純な加配レベルではなく、校内はもちろん、仙台市全体として、仙台市の学校教育の中での位置づけが明確になってほしいということになりますね。ですから、可能な部分となかなかやりづらい部分が出てくるかもしれませんが、本当はそういった形になってもらったほうがいいものではないでしょうか。志賀委員いかがですか。

#### ○志賀委員

前日も申し上げましたけれども、現場の理想からすれば、やはりそれなりの力量のある人材をそれぞれの学校に1人ずつ加配してもらおうというのがベストだと思います。

現状を申し上げますと、1人は増やしてもらえますけれども、あとの誰を選任するかはそれぞれの学校の中にいるメンバーで決めていくわけなので、そのときのメンバー

によって適任者を探していくというところで苦しい学校もあるかもしれません。そういった意味では、それなりの経験、力量がある方を少なくとも各学校に1人ずつ配置することができれば、組織対応もより一層充実できると思います。

○古川委員

今、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭の評価の話が出たのですけれども、評価するとしたら、初めに目的設定ということで、いじめ専任教諭や児童支援教諭に何をしてほしいのかということを確認にした上で評価しないと、評価自体もまちまちになってしまう可能性もあり、また、専任教諭、支援教諭が認識していないような項目について評価を受ける可能性があるのではないかと感じました。

今回配付された資料2-1にそれぞれの役割があり、大項目として、未然防止、早期発見、対応の3つ、さらにそれぞれに項目があります。例えばこの役割というところの一つ一つを評価項目として設定して、一つ一つに対してどうだったのかという評価をしてあげるといような取り組みをすべきなのかと思います。今ある役割の一つ一つに対して評価をした結果、全然だめという項目がたくさん出たとすると、そこから読み取れるのは、もしかするとそれぞれの教諭に対する役割として期待し過ぎている部分がある部分も見えてくるのかもしれないので、評価するとしたら、まずは事前に目的設定、あなたには何を求めていますということは提示して、その上で評価というところに進んでいただきたいと思います。

○氏家会長

大規模な学校だとすれば、複数の先生方はやれそうな人たちがいるけれども、その中で1人しか選ばれない、ということも出てきたりするかもしれないので、こういったバランスのとり方自体は全体で考慮していただくしかないということになりますでしょうか。

○志賀委員

大規模校の場合ですと、いじめ対策専任教諭の複数配置ということも視野に入れなければいけないと思っております。やはり人数が多いとそれだけ事案も発生する可能性が高いですし、組織も大きくなりますので、複数配置の中で対応していくということも必要なのではないかということで、校長会としてもそういった部分は市教委への提言にも出しているところです。

○氏家会長



今回、私たちの中からどこまで結論という形に持っていくのかどうかですが、少なくとも人事的な側面での評価、配置のあり方に関しては、今後検討していただく余地はまだあるとならざるを得ないですね。配置さえすれば解決しているという問題でないということは、前回、今回の議論でも見えてきているのではないかと思います。

では、一応いじめ対策専任教諭と児童支援教諭に関する議論、ここで一旦一区切りとさせていただきたいと思います。

引き続き、学校におけるアンケート調査に関して、先ほど既に踏み込んだ話もう出てはおりますけれども、改善すべき余地、見直さなければいけないところなどありましたら、委員の皆さんどうぞ。

#### ○庄司副会長

アンケートの問題は難しく、先生方の業務と見るのか、それとも児童生徒側からのSOSの発信の場と見るかによって、考え方は全く違うと思います。業務と見ると、できるだけ軽くしましょうという話になりますし、子どもたちのSOSの発信の場という見方からすると、当然できるだけ多いほうがいいという評価になるのだろうと思います。実際、裁判例あるいは第三者委員会の調査報告書を読んでも、アンケートの数を実施しているということは、プラス、積極的に評価されていることが多いです。逆に、アンケートを実施して小さな変化を拾い上げられるはずであったのに、それを見落としたということがあると、学校として対応ができたのにしなかったという批判をされるという状況にあるのだと思います。

そうすると、今仙台市でやっているアンケートが1回、あとは学校でそれぞれの形でやっていらっしゃるということだったのですけれども、アンケートのやり方の話あるいは先生方の業務の工夫の仕方の話という側面と、子どもたちからのSOSのとり方としての位置づけというのを分けて検討しなければいけないと思います。

#### ○本図委員

大変よい視点をいただきありがとうございます。業務という点では、私は4回をもう少し減すべきと思います。そして、SOSという点ではこちらも本当に重要で、どんなにやっても、子どもたちはプライドもありますので辛くても辛いと言わない、でもプチっとなってしまおうという怖さがあるのです。ですから、SOSはいろいろな目でいろいろなルートがあるといいと思っています。思い切って、アンケートの実施者自体を変えてしまい、質問項目も違うものにして、例えばですけれどもNPOに頼むな

どして、結果は学校に返すというやり方もあると思います。

○古川委員

先ほど、アンケートの記述式のお話に対し少し触れましたが、アンケートの記述式を文字起こししたものを仙台市として何に使っているのかというのが少し気になりました。

この件は後にさせていただければと思います。

○志賀委員

アンケートの業務量の部分に関してですけれども、全市の調査が11月に1回、プラス、学校独自のアンケート調査がそれぞれの学校の判断で定期的に行っています。本校でいいますと、独自で3回やっていますので、年間計4回やっております。

ですから、アンケートの印刷や配付、集計の作業に関しては、市教委の集計は少し手間がかかるのですけれども、独自のアンケート調査に関しては簡単な形式なので手間はほとんどかかりません。目的としては、いじめ等で困っている子どもがいれば、とにかくいち早く察知して救っていく、それが一番の目的なので、一番手間がかかるのは上がってきたときの対応なのです。やはりその対応が当然手間をかけなければいけないですし、かかるのが当たり前のことです。そういった部分で、アンケートをとれば業務量は確かに多くなるのは当たり前のことです。ですから、アンケートそのものの負担感というのは、本校でいえば余りないという状況です。

ただ、本図委員がおっしゃったように、一つの発想として、学校以外の、市教委以外の方がそういうアンケートをとるといえるのはおもしろい発想だと思いました。

○古川委員

先ほど庄司委員がおっしゃられたように、教諭の業務として捉えるか、子どもからのSOSとして捉えるかというところ、まさにそのとおりだと思います。先ほども少し触れましたけれども、子どもが何を考えているか、どういう状況にあるかというのを、担任の先生やいじめ対策担当教諭の方々が把握するというのは非常に重要なことだと思います。結局はアンケートをとる目的設定が何かというところにあると思うので、声を吸い上げる、子どもからのSOSを吸い上げるという意味では、やはり回数はあってもいいのかと思います。

その上で、アンケートが、とる側の先生にとってどういう影響を及ぼしているのか。今志賀委員がおっしゃられたように、アンケートをとること自体はさほど負担ではないということであれば、回数としては現行どおりやっていただいてもいい部分なのか

と思いますが、全部履歴をとって、なおかつ記述式の部分についても文字起こしをして提出するという事にまでなると、そこが担任の先生や専任教諭の負担になっているのではないかという印象を受けています。

#### ○志賀委員

集計はさほど手間はかからないのですけれども、ただ、本校は家に持ち帰って書いてもらう形式にしています。全部回収しなければいけなく、期間内に出してもらえれば一番いいのですけれども、なかなか期間に集まらないところもあり、家庭に電話をすることがありますので、回収する部分に結構な手間は確かにあります。

#### ○氏家会長

この市で子どもがお世話になった者として考えてみたとき、学校評価で来る調査といじめに関する調査などが同列で来たときに、正直申し上げると、どう答えていいかわからないというのがあったのも事実です。ただ、このいじめに関する調査が、本図委員のおっしゃるように、片方では子どもたちなりのプライドがあるから簡単に書けないという要素もあるかもしれませんし、庄司委員のおっしゃるように、幾つかのツールの中の一つとして考えたときには、このアンケートがあるからこそ言えるような意見というのものもあるのかもしれないので、その側面は両方捉えていいと思うのです。これで全部がくみ上げられるわけではないけれども、ある部分の要素はこのアンケートで見えてきて、教員が教室で把握していない部分の人間関係や抱えているものを見つける初動の何かになる部分もあると思いますから、手間の問題はあるのですが、最低限、今ある部分のアンケート調査自体は、ある程度子どもたちの声を聞き取るといことで維持していただいて。ただ、やり方が、本図委員の指摘されたように、いっそのこと学校外のセクションの方に依頼するような形もあってもいいのではないかと思ったところです。

教育、子ども関連部局の調査を、市以外の機関に委託された経験はあるのでしょうか。

#### ○事務局（教育人事部長）

参考になる例かどうかはわかりませんが、かつて体罰と不適切な指導があった際に、それに関する全数アンケートをとったことがございます。その際は、私どもからご自宅に発送してアンケートを書きいただくということで、集計作業自体は外部委託して集計をした例はございます。

#### ○氏家会長

ありがとうございます。

私としましては、アンケートのいじめという表題自体が本当は気に食わない部分があります。子ども自身が、プライドの問題といますか、これはいじめではなく、単に自分自身がうまくいっていないだけだという考えに落とし込まれてしまうと、実は実態把握とはまた違う次元に行くような気がするからです。今あなたの周辺で起きている困り事といった形での聞き方で、学校関係以外の方をお願いするような調査というのもあっていいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○庄司副会長

やり方としていろいろ工夫の仕方はあると思うのですが、拝見していると、アンケートは担任の先生といじめ対策専任教諭や児童支援教諭が読むということで、実際志賀委員のお話からも、先生方が読んで対応するという話になるということからすると、学校の先生が読む機会というのは必要だろうと思います。ただ一方で、データとしてとっておくという作業まで、学校でやらなければいけないのかというと、そんなことはないと思われまます。ただ、前の回答と新しくとったアンケートの回答の評価がずれているといったときに、その評価のずれがあったのに、何も対応しない、聞き取りもしないということはよくないという指摘のされ方はしているものですから、一応データ化しておいたほうがいいだろうとは思いますが。

ただ、そのデータ化する作業がまさに単純作業で、業務としては負担だということであれば、ここを外部委託するということは十分考えられ、学校の先生以外の方、教職員の方々以外の事務作業をする方がいるというのであれば、その方をお願いをすることはあっていいと思います。

○本図委員

確認なのですけれども、年4回というのは全市でやるということではなく、全市でやるのは11月の1回だけで、それ以外は学校の裁量で様式も自由で、全市の1回だけやるということも可能なのですか。

○志賀委員

1回の学校があるかどうかはわかりませんが、ただ、1回だけでは足りないのではないかと思われまます。

○本図委員

通常は、1回では足りないという認識で、強制力がなくても、大抵どの学校も独自に

3、4回はやっていると見ていいということでしょうか。だから、残り3回はほぼ学校内の手持ちの資料であって、細かい集計もしていないということでしょうか。

○志賀委員

当然記録はとります。

○本図委員

とにかく指導上に生かすだけということなのですね。

○志賀委員

ただ、把握した分に関しては定期的に市教委に上げなければいけません。認知した件数と、その簡単な概要、対応したかどうかということも含めて定期的に市教委に報告するので、そのための集計はあります。

○本図委員

では、大変なのは1回だけで、それについては古川委員がおっしゃったように記述の部分を、学校内部で指導に生かすのはいいのですけれども、ここまで細かく統一的に上げるかどうかというところも論点になっているので、そこがクリアできれば、それでも学校は大変だと思いますけれども、常識を超えるというほどではないと思います。

ただ、そのほかに3～4回、前は学校によっては毎月やっているとお聞きしたので、どうして過剰になってしまうのだろうと思いました。市教委に上げるときに、先生たちがきっちりとした報告書で上げないといけないという思いで、子どもと向き合う時間より教育委員会に上げる資料に時間を使っているということはないのかと思ったところです。

○氏家会長

目的と方法が取り違えられては困るわけですので、この機会に各学校なり先生方、またしかるべきポジションの方から、子どもたちの何を把握するためにやっているアンケートなのかという目的と方法を取り違えないようにしましょうということの周知を呼びかけてもらうことにしましょう。全市1回と各学校の判断で行っているものと、回数的にはそれほど無理な回数をやっているわけではないと思われませんが、少なくとも集計の部分で単純作業になる部分、各学校がやらなくてもいいような部分は、代行していただく措置を考えていただきたいと思います。

目的は子どもたちの声を拾うことが大きいわけですし、子どもたちが困難に置かれているということを知るのが目的のアンケート調査なので、そういった形でのアン

ケートであるということをもう一度、教育委員会または子供未来局発信という形なのか、そこは後で確認しなければいけませんけれども、教員の方にも徹底をしてもらいたいです。そして、先ほど庄司委員の指摘にあった、兆しがあったときに動かないのが一番の過失といいますか、よくない部分なのだと思うので、いじめに関しては認知件数が上がっているほうがいいのであって、それがもしかすると本市の場合、認知件数が上がっていたにもかかわらず、動かなかった、動けなかつた、動く必要性を認めなかつたという部分があるとすれば、そちらはやはり責められるべきなのではないかと思うのです。

ですから、少なくとも前回気がかりなものがなかつたものが、1つでも出てくれば、その場合はいじめ対策担当教諭の方と管理職の先生方が責任を持って動く体制をつくりましょうという学校文化をつくっていただくということを、教育委員会または子供未来局で発信いただいて、アンケートをやることに意義があるのではなくて、やった後にどう動くかというところが重要だと思いますから、そちらに関しては今のようないくつか、省くべき手間であるというところと、動かなければいけないという意識の喚起のほうを注文という形に今回させていただこうかと思います。まずここまでのことでいかがでしょう。

#### ○志賀委員

今のお話、とても重要な部分だと現場でも思っております。やはりアンケートの目的は、いじめで困っている子どもがいれば、その子をとにかく学校全体挙げて救う、助けるというのが一番で、その目的を達成するためのアンケートなので、アンケートを集計したときの処理の仕方、学校の組織の中でどう処理していくかがとても重要だと思っております。

ですから、本校の場合ですと、担任に上がってきた時点で校長にまず持ってくるように指示をしています。ですから、全部上がってきた時点で、タイムラグなしで私のところに上がってきます。その上で、あとは全部私の指示でいじめ対策等の会議をすぐ開いて、その中ですぐ家庭に連絡して本人からまず話を聞くということで今やっております。ですから、担任のところまで止まって、例えばそれが学年主任、それがいじめ対策専任教諭、そして管理職まで上がるというタイムラグがあるのであれば、それはやはりだめだと思うのです。上がってきたらすぐ対応するというのが現場では今一番重要なことなので、それを重く、深刻に受け止めて、学校全体の組織で対応するとい

うことが一番だと思いますので、そういうアンケート処理の仕方を徹底させるのが今とても重要なのではないかと考えています。アンケート以外にも上がってくる場面は多数あるので、上がってきたときの処理の仕方を、全部の学校で迅速に、タイムラグを置かないでやることができれば一番いいと思っています。

○氏家会長

アンケートで気がかりなことが発見された場合の校内体制として、即応できる体制と、小さなことであったとしても看過せず、担任が1人ではなく、いじめ対応の先生方、校長先生、管理職の先生方と、養護教諭の先生なども入り、チームで対処する方向にスイッチを切るということをためらわずやってもらうということ、私どものほうからアンケート調査の活用こそが重要であるということとして上げさせてもらおうかと思っています。

最後に、古川委員が先ほどおっしゃった記述内容の活用につきまして、何か補足があればお願いします。

○古川委員

先ほど申し上げたアンケート調査の記述回答を取りまとめて教育委員会に提出するということについて、年に4回の全部やっていると思っていたのですけれども、これは年1回なのですね。記述部分は、私としては児童生徒の声をきちんと把握するためのものという認識があって、文字起こしをする必要性というのはどういう部分にあるのかというところを感じていたので、電話にて質問させていただきましたが、その内容としては、いじめ対策のための研修をつくるためであったり、いじめ対策のハンドブックの作成に役立っているというご回答をいただいたのですけれども、これ以外に、仙台市としては何か活用の仕方があるのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

いじめ実態把握調査の設問内容としては、単にいじめられた、いじめたということだけではなくて、記述式のところは、子どもたちの生の声が唯一とれるところでありま。これをまとめて各学校にフィードバックするという対応はとっていませんが、その時々子どもたちが感じている生の課題をここから拾えます。したがって、例えばいじめ防止「きずな」サミットで、子どもたちが話し合うテーマを何にしたらいいか、今年は傍観者について多くの意見があったからそれを設定したり、学級の構築、集団づくりが今子どもたちの問題点になっていけばそれをテーマにしたり、あとは、いじ

めストップ・リーダー研修の実施に当たってのテーマについて、ここの意見から吸い上げて、その時々の子どもたちの課題を拾う材料にしているというのが1つ大きなところではあります。

あと、内容、項目については、一つ一つ統計をとって分析してといったところまでの活用には至っておりません。

#### ○古川委員

わかりました。今いただいたご回答を受けてなのですが、サミットで話し合ってもらったためのテーマ選定にだけ使っているというのであれば、そこまでの手間をかけるべきものなのかという印象を受けます。先ほど、文字起こしという事務作業については、専任教諭、支援教諭以外でもいいのではないかとということでお話しさせていただきましたけれども、そもそも活用の方向性といえますか、どういう面で活用されているのかというところが弱いのであれば、そもそも文字起こしの必要性すらあるのか疑問です。

また、いじめ対策の研修やハンドブックの作成に役立てているという部分については、むしろ子どもたちの声を現場で把握している支援教諭、専任教諭の方たちが集まってつくったほうが、専任教諭、支援教諭がいろいろなケースを知ることにもつながりますし、それぞれのレベルアップにもつながってプラスになるのではないのかと感じました。ということなので、全市で年1回やるアンケートで記述式を各校に取りまとめさせて仙台市として把握する場合は、把握したものを何に使うのかというところ、どういう面で使うから吸い上げているのかは明確にさせていただいたほうがよろしいかと思いました。

#### ○氏家会長

恐らく、アンケートの記述式のところで、ほかのところでは拾い切れないものも出してほしいという思いで設定された部分もあるとは思いますが、活用し切れていないことがもったいないと思うので、今後、ここの部分が学校負担でない形に、仙台市中あるいは信頼のおけるところに解析の委託などして、今、仙台市の子どもたちが発信する情報の中で、キーワードとしてこういうものが挙げられるのであれば学校風土の一つの目安にはなるのではないかと思います。ですから、記述部分のものについての活用ということも考えていただいて、今仙台市の学校に学ぶ子どもたちのまさに生の声ということで、第三者に業務委託して解析等をしていただくのも必要性があるのか



と思います。

それこそ今、苦しみといますか、大変な思いをしているというところがここにあらわれる場合もあるかもしれないので、私は残してもらっていいのかと思います。むしろ、使い方のほうの問題を軽視していたのではないかということ指摘させていただきたいと思います。

#### ○本図委員

2つあるのですけれども、1つは、小学校は無理かもしれませんが、中学生ぐらいになると、学年も上になればより、自分でメールも打てて、こういう記述の部分を残しておくというのであれば、今後、記述部分をメールで提出できるようにして、学校ではそれを集約したり、例えばクラウドにアクセスして記述部分を送れるようにするなど、そういう仕組みも考えていただき、できるだけ省力化するということがご検討いただきたいです。むしろ学校に上げていただくときに欲しい情報は、発言をどう判断したらいいのかということではないかと。コピー&ペーストレベルでしたら単純作業をどなたかにしていただくという話になるので、そういうところを精選して教育委員会にも上げるというようなことも今後検討の余地があるかと思っております。

#### ○氏家会長

必要以上に深掘りする気もないのですけれども、先生の今おっしゃっていただいた前のほうは、私は反対です。といたしますのは、スマホを使うのは中学生は早いという個人的な考え方があり、その時間があるならばまず手書きをさせたいというのが、個人の見解です。後のほうは、子どもたちと先生方が共有して、学校の中でこういうふうなことを考えている友達もいるということ共有するための教育のツールの一つにもなり得るという印象はあります。

アンケートについては、今日は一旦区切りを入れたいと思います。最後になりますけれども、学校以外でのいじめ相談に関する事で、これは学校以外でもあり学校の中のこともということにはなるとは思いますけれども、SOSを出してきた子どもたちに対して、私たちはどこかそれを軽視してしまった部分があったのが悲劇につながったのではないかという気がするのです。それで、子どもたちの今抱えている困難というものに対して、どういった形で我々は受け止めることができるかというときに、校内はもちろんなのですが、学校以外に置かれてある相談窓口と学校がどのような形でリンクしていけるかについて、最後に意見を委員から求めたいと思いますが、いかがで

しょうか。

#### ○古川委員

率直な感想として、子どもたちの声を拾うための仕組みということで今回資料をいただきました。資料の13-1や13-2を拝見させていただきました。そうしますと、仙台市教育委員会としての窓口が3個あって、仙台市子供未来局としての窓口が4個あります。仙台市というくくりで見ると7個あります。確かにリーフレットの中には各相談窓口からのメッセージということで、どういった相談を受け付けますということや、どういう人が聞いてくれますという記載があるのですけれども、正直、これを使う子どもたちが、保護者の方も使うケースがあるのでしょうかけれども、これを見てどこに電話したらいいのかを選んでいっているうちに、もう面倒だからやめてしまおうということにならないのかという疑問を感じました。これでしたら、むしろ窓口としては1個にまとめて、まとめた後で窓口が振り分ければいいのかという印象を受けました。

#### ○本図委員

氏家会長と対立するかもしれないのですけれども、子どもたちは中学生になるとスマホを持っている子が結構いて、こういう電話をかけるルートと、LINEなどでSOSを発信できるというものもあってもいいと思います。

#### ○氏家会長

対立しませんのでご安心ください。いろいろなツールがあり、いろいろなものがあると思います。

LINE相談については、昨年からの実施について事務局から何かお示しできるものがありますか。

#### ○事務局（教育相談課長）

昨年度からSNSを活用した相談というものを開始いたしました。特に、長期休業、その前後に子どもたちが活用しやすいような、スマホを通して相談いただくというものです。システムとして二通りあり、実際に相談をしたいことを受ける方とやりとりをする方式のものと、一方的にこういったものを伝えたいことを一方向の相談をするという二通りの選択をしていくというやり方で行っております。今のところ、いじめだけに限定するものではなくて、成績のことですとか担任の先生とウマが合わないとか、さまざまの内容のものが寄せられているというような状況です。

## ○本図委員

お金はかかっているのだと思うのですけれども、施策としてとても有効なのではないかと思います。逆にSNSトラブルが発展したケースも結構多く、だから子どもたちに刺さるツールだと思いますので、それは有効ということで評価させていただけたらと思います。

## ○志賀委員

学校の立場で言わせていただきますと、いじめはもちろんのこと、いじめ以外でも学校生活に起因する困ったことであれば、学校に相談してほしいというのが正直なところだと思います。とにかく学校に相談してほしいという、そういう気持ちでいっぱいです。ただ、中には学校には相談しづらいとか言いづらいとかいろいろな事情があると思いますので、そういった意味では、第三者で受けていただくところは必要かだと思います。もう一つは、中には、学校によって対応してもらったけれどもなかなか明かない、学校によってはどうしようもないということで、ほかに助けを求めるというケースも中にはあると思います。

いずれにせよ、そういったことを鑑みて、受けていただいたところと学校と相談機関が、いかに効果的な連携を図っていけるのかということが現場としては重要です。効果的な連携を図るために、どうすればいいのか、現在の連携の仕方でいいかと、どこか対外機関で相談を受けていただきますと、もちろんそのケースの了解をとって学校に連絡をいただき、その上で、学校のほうがその当事者に連絡をとって動いていくというのが通常の連携です。

そういう中で、もし可能であれば、例えば今ですと電話連絡が中心ですけれども、必要であればこちらからも出向き、受けていただいた機関と学校が顔の見えるいい関係で、それぞれの立場で動いていけることができればいいと感じております。

## ○庄司副会長

相談窓口の関係で言うと、2つの側面を考えなければいけないと思っています。1つは、子どもたちが自分で抱え込まないようにするためにどうしたらいいかという側面。誰かに話をすること自体が目的と考える部分と、そこからさらに、学校に言わなくてもいいということを書いて、その上で何とかしてほしいと言った子に対してどういうフォローをしようかという話です。志賀委員がおっしゃっていた学校と相談機関がどのような形の連携の形と、学校に連絡しないでほしいと言われたときのフォローをど

う入れるのかというところを検討しておかなければいけないということが、窓口の検討の視点としては必要かと思っていました。

確かに、窓口が多過ぎるというのは、どれに電話をかけようかと悩むだろうと思い、いじめの解決に向けたシミュレーションが書かれているのですけれども、それでも悩むだろうと思いましたが、これをどう広報していったら、子どもたちあるいは保護者の方が電話しやすい、あるいはメールしやすいのかというところを考える必要があると思いました。

フォローの仕方のところについては、志賀委員がおっしゃったように、どうやるのがいいのかとお話を聞きながら思っていたのですが、学校の先生方と相談窓口の方々が一堂に会して意見交換をするような場が今そもそもあるのかどうかもわからないので、そこを教えていただければと思ったところです。

#### ○氏家会長

庄司副会長の指摘した、相談を受ける校外機関と学校の方が情報交換するような場というのはあるものなのでしょうか。

#### ○事務局（教育相談課長）

教育相談課ですが、日常的な学校の相談担当の方、教育相談を担当する職員の方々と、それから我々教育相談課の職員との研修も含めた会合の場というのはございます。事業の説明や、カウンセリング、教育相談、広い意味での説明をする研修の場というのはまず1つございます。ただ、個別のケースに及んでどういうやりとりをするかというのはまさに個別のケースになりまして、定期的に例えば連携を目的とした情報交換の場というのは特設していないところです。

#### ○事務局（学校教育部参事）

あとは、いじめに特化したわけではないですけれども、解決が困難化しているようなケース、例えばスクールソーシャルワーカーが入っているケースなどは、ケース会議を繰り返し進めているということは結構ございます。

#### ○庄司副会長

志賀委員がおっしゃっていたのは、具体的なケースになる前に率直に顔が見える関係をつくっておいて、つなぎやすい状態をつくっておきたいというお話でした。そういう関係での窓口の方々と先生方が意見交換などをする機会は今のところはないということになりますかね。

○事務局（学校教育部参事）

仙台市に六機関という機関がありまして（＝仙台市青少年対策六機関合同会議）、教育委員会の教育相談課、適応指導センター、児童相談所、特別支援教育課、アーチル、学校、こういった機関が集まって定期的に会合をしています。また、特に児童相談所には行政教員が何名か行っておりまして、学警連や生徒指導担当者会などの会合で一緒になる機会が随分あり、そういったところで何かあったときにはすぐ連携をとりましょうという形にはなっていると認識しています。

○氏家会長

何かあったときではない段階のものが欲しいですね。2015年の11月に文部科学省が東北大学の川内キャンパスを会場に開催した、児童生徒の自死予防といじめ対策の会議において、文科省の生徒指導室長も、普段の対応の厚みがどの程度できているかが大切で、即応できるかどうかで信頼感も増すという内容をおっしゃっていました。

○事務局（学校教育部参事）

少し説明が足りませんでした。生徒指導主事連絡協議会については、全ての中学校の生徒指導主事が全体で会合する場合と、あとは区ごとかブロックごとにある場合と、年何回かあるのですけれども、そこに児童相談所の行政教員や子供相談支援センターの行政教員、教育相談課の職員などが一堂に会して情報交換を日ごろからしているという状況です。学校警察連絡協議会については、さらに警察も入り、そこで年何回か顔を合わせて情報共有をし、そのような状況は年間を通してつくっているといった状況です。

○氏家会長

今のような形での連絡会が片方であって、もう片方で、例えばいわゆる守秘義務の問題であるとか、あるいは事と次第によっては子どもさん本人の思いをやや飛び越えてしまうかもしれないけれども、本当の意味で危機対応を初動からするのであればかなり即応しなければいけなくて、その場合、どこのどのチームの誰がやるのかということにもよるのでしょうかけれども、何で余計なことをしたのかと言われるぐらいの踏み込みで対応をやっていかないと、本当の意味での水際作戦にはならないのではないかと気がするのです。

だから、何か今幾つかあるものに関して、前回の資料として相談ごとのフローチャートは頂戴しましたし、整理をつけてもらったこの各相談機関の資料もあるのですが、

何かやはり横串というか、もう少し普段からの何か密なものは欲しいような気はします。そうでないと、わかってはいたけれども学校からの正式なSOSが来るまで動かなかったのですというのではよろしくないで、何らかの即応できるようなもの、それはもしかすると出過ぎた行為になってしまう場合もあるかもしれないので、その場合のことも覚悟した上でやるぐらいのものがないとだめなのではないかなと思います。

#### ○本図委員

SOSを拾うには多様な団体があり、多様な人が関わるのがいいと思っています。関与したいというNPOには入ってもらってもいいと思いますし、様々な機関が拾うという作業をしているということが学校にも認識され、ある程度顔が見えるようになり、多元的にSOSの声を拾うことについて学校の手落ちではないという認識になるといいと思います。

#### ○氏家会長

どこにどう助けを求めていいかわからないというときに、子ども本人がどこに相談しようというのを確かめながらSOSを出すということはないと思うのです。この間スクールロイヤーという形でこの市も幾つか動いているのがあるのではないかと思うので、過度に深入りするのは慎重な考え方もあるのでしょうけれども、いじめに限らず、先んじて手を打たなければ、余計その後のほうが大変になることははっきりしているかと思います。

ですので、先手が打てるような体制、あと、横のつながりを、当然横のつながりができたからといってもこぼれてしまう部分もあるかもしれませんが、学校だけが常に一番初めの情報を得るわけでもありませんし、子どもなり先生方が察知して、どうもこの様子はおかしいのではないかというのを校内で集約した上で、それをまたバックアップしてくれるような相談の場所もつくっていただけるといいのかと思います。当然それはハードをつくる必要はないので、そういう機会をつくっていただくということになりますし、あと風土といいますか文化といいますか、子どもの気がかりを発見したときに即応できるような体制を、私たちはためらわずやっていくことをお願いしたいと思います。

#### ○庄司副会長

学校が一番嫌がるのが、弁護士会の相談窓口にかかってくる電話だろうと思うのです。

学校から飛び越えて弁護士に相談がなされ、弁護士が来るというのが多分一番嫌なのだろうと思うのですが、その場合でも、弁護士会の相談窓口にかかっている電話を聞いていると、どこにかけていいかわからないからとりあえず弁護士のところにかきましたというものはあるので、そうすると、まさに本図委員がおっしゃっていたように、どこにかかってもいいのだよということと、あと、それでどういうふうになるのかというところで学校側が過度に反応しない、責められているという反応をしなくてもいいようなメッセージの発し方というのを、仙台市あるいは教育委員会がメッセージを伝えておかないと、せっかく声が上がってきても、それを学校でフィードバックしづらかったり、逆に学校が受け止めにくかったりということになるのだろうと思いました。

#### ○志賀委員

今のお話を聞いていまして、よく学校でもケース会議はやります。ただ、ケース会議をやる場合は、虐待絡みのケースで、関係機関にお願いしてきてもらうケース会議がほとんどです。いじめ事案で、まだ深刻な状態に至る前に、関係機関も含めて、市教委や児相も一堂に会して、こういうケースがあって今こういう状況だと、こういう見守りをしているという、そういう段階でのケース会議はあっていいと今思いました。そうすることによって、セーフティネットを張っておくといいますか、本当に最悪の状態は防げるのではないかと思います。

#### ○氏家会長

いじめ対策専任教諭と児童支援教諭に関する、単なる加配であるとか研修だけでは済ませないような形での、役割が全うできるためのバックアップ体制について幾つか議論をさせていただきましたが、この専門の先生方に頑張っていただかなければいけない部分がありますし、ただ同時に、もしかすると反省すべき点などもあるのかもしれないので、そこら辺もきちんとまた評価しながら、いじめ対策専任教諭、児童支援教諭がより一層機能するための提案書を今日の議論をもとにまた考えたいと思います。

あと、学校でのアンケートに関しても、恐らく単なる業務として考えるだけの視点ではない、子どもの声を拾い上げる有用性はあるのだと思いますので、学校だけが抱え込んでやらないような形でのやり方なども含めてやり方を考えていけるかと思いますし、同時に、せっかくの記述で幾つか生の声を拾い上げられているものに関しては、実は何らかの形での活用法がこれまでのものに関するものもあるのかもしれないので、そ

このところについて私のほうで文言をつくってみたいと思います。

最後になりましたけれども、校外相談の関係についても、何かあってからの相談というような次元ではないのだということをつくづく今思うものですから、普段からの緩やかなネットワークをつくっておき、即応するということと、1人の教員とか1カ所の相談機関が抱え込むのではなくて、常にチームで、ネットワークで対処するということをまた提案というか、そのような形でやれるような仙台の子どもを守る文化というのを位置づけましょうというような形で、今回は最終的なまとめのほうにも入っていきたいと考えてところです。

#### ○本図委員

このアンケートに関しては、事業単位個票でいうと20番なのですけれども、24番のいじめ事案の報告に関しては、事案について6月、9月、12月、3月に報告をすとなっています。これは事務局から見ると、これらは負担ではないとお考えか確認しておきたいのですが。

#### ○事務局（教育相談課長）

年4回のいじめ事案報告は対応件数を求めているものです。先ほど来お話しさせていただいております実態把握調査というのは、認知件数といっても、いじめられる被害の人数を求めているものです。学校としては、6月・9月・12月・3月に市教委で求めていますので、その3カ月間でどんないじめ対応をしたかという件数を求めますので、その中には、子ども自身が訴えて着手したもの、アンケートを通して把握できたもの、保護者からの訴えがあったもの、全てが年4回のいじめ事案報告の中に報告いただくというシステムになっています。ですので、委員がおっしゃるように、学校としてはこの6月・9月・12月・3月の報告の時期に合わせて学校独自のアンケート調査を置く学校も散見されます。そういった意味で、学校としては、この報告に時期に合わせてアンケートを上手に月ごとに入れながら実態を見て、それを手がかりに対応した件数を載せてくるというところです。

一方、実態把握調査については、11月に市が求めているものですので、この時期の周辺のアンケート調査を学校独自のものとしてはその時期からずらしてやっているという学校も多く見られます。学校によっては独自に、毎月アンケートをやっているところもあり、さまざまなのですけれども、その時期、方法については、4回の事案報告の時期に合わせて上手に組み入れていただいているというところが多く見られ



ます。

#### ○氏家会長

アンケートのところ、前回、今回と大きな話の一つにもなりましたが、教職員であり、あるいは子どもたちと関わっている方々の検知力というか察知力というか、子どもたち同士の間関係がうまくいっていないことに気づく力があると、アンケートに頼らなくてもいいようになり、本当はそれが理想なのだと思います。

私的な話になりますけれども、自分の子どもが学校の先生とうまくいかなかったときにはスポーツ少年団に救われた部分がありました。アンケートは目的ではなく、手段でしかないわけなので、教職員であり子どもと関わる方々が子どもの何らかのSOS、変化に対して察知できる力と、それをシェアするための、大人の側がそこで即応できる技量が求められるのだらうと思います。残念ながら仙台は幾つか欠けていた何かがあったのではないかと思うので、組織としてもそういったときの情報をシェアできるようなソフトの面をつくっていかねばいけませんし、個々の子どもたちと関わる仕事をしている人たちは、直接関わる方であれ、舞台裏で関わる方であれ、子どもの変化であったり、気がかりがあったときに、それをすぐシェアして、学校に返せるぐらいの雰囲気を作っていかないと、本当の意味での子どもの生きやすさ、暮らしやすさというのは出てこないのではないかと思います。いじめ対策担当教諭に関しての話とアンケート調査に関しての幾つか見えてきた部分、あと学校以外でのいじめ相談、今最後のところに集約させていただきましたけれども、そのあたりは最終報告として起草をさせていただいて、またご相談申し上げたいと思います。

検証に関しての時間の分はここまでにさせていただきたいと思い、司会を事務局にお返ししたいと思います。

### 3 その他

#### ○事務局（いじめ対策推進担当課長）

委員の皆様、ありがとうございました。

次回の会議の内容、日程につきましては、皆様と調整させていただき改めてご連絡いたします。どうぞよろしくお願いたします。

### 4 閉 会